

平成24年度第3回差別事象検討小委員会

とき 平成24年11月5日(月)

午後3時~

ところ 第28会議室(第2庁舎4階)

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 差別落書き未然防止指針等の検討について ··· 2 ページ

(2) 「toritter」の表示変更について ··· 9 ページ

4 閉会

差別事象検討小委員会 出席者

平成24年11月5日

○委員

委員名	所属・活動等	備考
やまだ アベ山田 マリア ルイサ	鳥取県国際交流財団理事	欠席
いちもり 一盛 真	鳥取大学 準教授	
いまど 今度 珠美	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	
しもよし 下吉 真二	部落解放同盟鳥取県連合会 前書記次長	
でがき ひとし 出垣 仁志	社会保険労務士,社会福祉士	欠席
なかなが ひろき 中永 廣樹	前 鳥取県教育長	
よしおか のぶゆき 吉岡 伸幸	弁護士	

7名：(50音順)

○事務局

氏名	職名等	備考
小林 敬典	人権局長	
岸根 弘幸	人権・同和対策課 課長	
福田 忠司	広報課 課長	
岸田 康正	教育委員会(事務局) 人権教育課 課長	
荒砂 茂徳	人権・同和対策課 企画調整担当 課長補佐	
前田 いづみ	人権・同和対策課 同和対策担当 課長補佐	
牧田 札次郎	教育委員会 人権教育課 学校教育担当 係長	
金田 健志	人権・同和対策課 同和対策担当 主事	
井上 大輔	人権・同和対策課 企画調整担当 主事	

傍聴要領

平成24年3月21日
人権・同和対策課

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会小委員会)

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は、別紙傍聴者名簿により先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴を希望される方は、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないでください。ただし、小委員会の委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 審議の途中、会議を公開することにより議事運営等に著しい支障が生じることとなった場合は、小委員会等の決定によりその後の会議を非公開とすることがあります。その場合は、退場をお願いすることとなりますので、あらかじめ御了解ください。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。

資料 2

差別落書き未然防止指針等の検討項目と前回までの主な意見

平成 24 年 11 月 5 日

人権・同和対策課

1 現行の要領等

- ・差別落書き未然防止指針（平成 10 年 4 月、鳥取県・鳥取県教育委員会）
- ・差別落書き対応要領・対応手順（フロー図）

2 問題点

問題点・意見	これまでの委員の意見
(1) 効果 ○どこまで対外的に効果を及ぼせるか	<ul style="list-style-type: none">・県が、民間まで効果を及ぼすことは難しい。・民と民の間で行政が介入すべきではない。
(2) 前回の差別事象検討小委員会での意見 ○インターネット上の差別落書きについて 対応要領がない	<ul style="list-style-type: none">・教育委員会では文部科学省の通知に基づき、 対応しているところ。・県が指針をつくることが必要ではないか。
○落書き以外にも広く対応する内容に見直すかどうか	<ul style="list-style-type: none">・定義があいまいで、どのように対応すべきか 難しい問題もあると考えられる。・県民向けのインターネット上での人権侵害への対応マニュアルのようなものが必要と考える。
○（一般用とは別に）学校現場用の対応要領 を別途作成すべきではないか	<ul style="list-style-type: none">・施設中心の考え方の要領ではなく、教育委員会では子どもたちに教育的配慮をした上での対応が重要ではないか。
○部落差別に限定しない差別事象（障がい、 子ども、高齢者…）への対応について検討が 必要ではないか	<ul style="list-style-type: none">・定義があいまいな中でどのような差別事象に 対応するのか難しい問題。
(3) その他 ○市町村からの報告、団体等への報告につい ての取扱い	

人権分野の概要と対応について

平成24年11月5日
人権・同和対策課

項目	① 同和問題 ② 男女共同参画 ③ 障がいのある人 ④ 子ども ⑤ 高齢者 ⑥ 外国人 ⑦ 病気かかる人 ⑧ 刑を終えて出所した人 ⑨ 犯罪被害者等 ⑩ 性的マイノリティ ⑪ 非正規雇用等による者 ⑫ 個人のプライバシー
事象	① 落書き ② 書簡 ③ 発言 ④ 葉書 ⑤ インターネット ⑥ 聞合せ ⑦ ばらまき
対象	a 県機関 b 県教委の機関 c 市町村機関 d 公立学校 e 私立学校 f 企業・団体 g 一般県民
備考	

- 差別落書き未然防止指針（項目：①、事象：①・②・③・④、対象：a、b）
- 差別落書き対応要領（項目：①、事象：①・②・③・④、対象：a、b）

資料4

差別落書き未然防止指針

平成10年4月
鳥取県
鳥取県教育委員会

1 目的

差別落書きは、人の心を傷つけるとともに、新たな差別意識を植え付けたり、差別意識を助長するなど、その影響は大きいものがある。

このような差別落書きを根絶するため、差別落書きの未然防止対策についての指針を策定することにより、人権が尊重される社会づくりを目指すものとする。

2 差別落書きの定義

「落書き」は、一般的には、門や塀など本来書いてはいけない場所にいたずら書きをするなどをいい、本来行つてはいけない行為であり、場合によっては軽犯罪法や刑法の器物損壊罪(第261条)によって罰せられるものである。また、落書きの内容が特定の個人を侮辱したり、名誉を毀損したりするようなものであれば刑法の侮辱罪(第231条)や名誉毀損罪(第230条)で訴えられることもある。

この指針では、落書きの中でも、差別や偏見に基づき、人々の心を傷つける「差別語」あるいは「差別表現」を用いた落書きを「差別落書き」とし、軽犯罪法や刑法で罰せられるものであるかどうかを問わない。

3 差別落書きの未然防止対策

差別落書きを根絶するためには、差別落書きの不当性を広く県民に周知し、「差別落書きは悪質な行為であり、許さない。」という県民の共通理解を深めていくことが重要である。

このため、差別落書きの現状と課題を踏まえ、今後、効果的な啓発手法・内容の工夫と実践、学校教育における取組、報道機関への情報提供、公衆トイレの環境美化などに積極的に取り組むこととする。

(1)効果的な啓発手法の工夫と実践

「人の心を傷つける差別落書きを許さない。」という県民の共通理解を深めるためには、差別落書きの不当性を効果的に県民に訴えていくことが重要である。

このため、広報紙の活用、ポスター・チラシ・ステッカーなどの印刷物の作成・配布など、効果的な啓発手法を工夫するとともに、地域や職域で行われる人権・同和問題の研修会、話し合いなどの場で、差別落書きの事例やモラルの問題も取り上げ、「差別落書きは罪悪であり、許すことのできない行為である。」という認識を深める。

(2)学校教育における取組

学校教育の中で、差別落書きの事例を取り上げ、「差別落書きが人の心を傷つける悪質な行為であり、許されないものである。」という認識を児童・生徒に正しく自覚させるとともに、併せて公共的な施設を大切にするというモラルの重要さについても指導する。

(3)報道機関に対する情報提供

広く県民に差別落書きの不当性を訴える場合、報道機関に適切に情報提供を行い、新聞やテレビなどを通じて多くの県民にその不当性を認識してもらうことも重要であ

る。

このため、今後、差別落書きが発生した場合、原則として、報道機関に情報提供を行う。なお、その際、差別意識や差別落書きを助長する恐れがあることから、「差別語」や「差別表現」を具体的に公表しないよう、報道機関に要請する。

(4) 公共施設の公衆トイレの環境美化

差別落書きを未然に防止するためには、公衆トイレの清掃を徹底するとともに、切り花を飾るなど、和やかな雰囲気づくりをするなどの環境美化に努めることが大切である。

また、公共施設に設置する公衆トイレは、明るく清潔感あふれるものにすることによって、落書きをしにくい環境づくりを行うことも重要である。

このため、今後、県が設置・管理する公共施設の公衆トイレの環境美化に努めるとともに、公共施設を設置・管理する外郭団体や市町村、JRなどにも公衆トイレの環境美化に努めるよう要請する。

(5) 関係機関・団体との連携、協力

差別落書きを根絶するためには、あらゆる機会を通じた啓発・教育の推進、公衆トイレの環境美化などの取組を推進する必要があることから、関係機関・団体と連携・協力して、効果的な差別落書き未然防止策を推進する。

4 差別落書き発生後の適切な対応

差別落書きをそのまま放置しておくことは、それを見た人に新たな差別意識を植え付けたり、差別意識を強めさせたり、差別落書きを助長させたりすることになり、その影響は大きい。

については、県が設置・管理する公共施設で差別落書きが発生した場合、速やかに公衆の目に触れないような措置をとり、事実関係の記録及び関係者による現場確認を行うとともに、再発を防止するため、差別落書きの背景の分析・対応策の検討及び今後の効果的な啓発方法等の検討を行うことが必要である。

このため、「差別落書き対応要領」を策定し、これに基づき、差別落書きの発生後の適切な対応を行うものとする。

また、公共施設を設置・管理する外郭団体や市町村、JRなどの関係機関・団体においても、差別落書きが発生した場合、適切に対応するよう要請する。

差別落書き対応要領

1 差別落書き等を発見した場合、通報を受けた場合の対応について

(1) 速やかな連絡、又は通報者からの聞き取り

ア 職員が発見した場合

職員が差別落書きと思われるもの(判断し難いものを含む。以下「差別落書き等」という。)を発見した場合、施設管理責任者及び施設所管課(以下「施設管理責任者等」という。)へ速やかに連絡すること。

イ 県民等から通報があった場合

(ア) 通報者からの聞き取り

県民等から通報を受けた場合は、ていねいに対応し、事象の発生場所や内容を把握するとともに、通報者の氏名、住所、電話番号等を聞き、記録しておくこと。

(イ) 速やかな連絡

(ア) により通報者から聞き取りを行った後、速やかに施設管理責任者等へ連絡すること。

(2) 現場の保存と記録

次により現場の保存と記録を行うこと。

ア 連絡を受けた施設管理責任者等は、直ちに差別落書き等のある場所に赴き、複数の職員等で現場を保存し、差別落書き等の内容、使用した筆記具、色彩、大きさ等必要と思われる事項を記録すること。

イ 記録後、関係者の現場確認が終了するまでの間、施錠、張り紙等による遮へい及び使用禁止等必要な措置を講じること。

ウ 現場の写真撮影を行うこと。

(3) 関係機関等への報告及び現場確認の立会依頼

ア 所管部局等の主管課、人権・同和対策課又は人権教育課への報告

施設管理責任者等は、差別落書き等の通報を受けた場合は、(2)により対応するとともに、その状況を速やかに所管部局等の主管課及び総務部人権・同和対策課・教育委員会所管施設の場合は教育委員会人権教育課へ報告すること。

イ 管内市町村への現場確認の立会依頼

施設管理責任者等は、アの報告後、速やかに管内市町村の同和対策主管課又は市町村教育委員会同和教育主管課へ連絡し、現場確認の立会を依頼すること。

ウ 警察署への通報

施設管理責任者等は、イの依頼と併せて、所轄の警察署へ通報し、現場検証等を依頼すること。ただし、学校については、その落書きの内容、状況等を判断の上行うこと。

エ 関係団体への現場確認の立会依頼

施設管理責任者等は、イにより管内市町村へ連絡する場合、市町村同和対策主管課又は市町村教育委員会同和教育主管課に対し、当該市町村内の部落解放同盟市町村協議会へ現場確認の立会を依頼すること。

(4) 関係団体への連絡

人権・同和対策課又は人権教育課は、(3)のアの報告を受けた場合、直ちに部落解放同盟鳥取県連合会等関係団体へ差別落書き等の状況を連絡すること。

(5) 関係者による現場確認及び協議

施設管理責任者等は、施設所管課、部落解放同盟の関係者とともに現場確認を行い、発見或いは通報された差別落書き等が差別落書きであるかどうか判断するとともに、当面の対応を協議する。

(6) 現場の処理

施設又は所管課の職員は、(5)の現場確認の完了後、施設管理責任者等の指示により差別落書きの消去を行い、その後使用禁止措置を解除すること。

2 差別落書きの分析などの対応について

差別落書きが発生した施設所管課は、施設の管理責任者や人権・同和対策課又は人権教育課(教育委員会所管施設の場合)職員など関係者と連携を密にしながら、差別落書きの事実関係、発見以後の対応の経過、問題点・課題などを文書にまとめ、人権・同和対策課又は人権教育課へ報告すること。

3 施設の適正な管理、維持保全について

施設内の巡回、点検、清掃等の際には、落書きに十分注意すること。特に、トイレ、休憩施設等不特定多数の者が出入りする場所については、重点的に巡回、点検を行うこと。また、普段から施設の清掃等を十分に行い、落書きが行いにくい環境づくりに努めること。

4 分析・検討について

再発防止に役立てるため、有識者で構成する鳥取県差別事象検討会において、差別落書きの正確な実態の把握、差別落書きの背景の分析や対応策、今後の効果的な啓発方法等について検討を行う。

5 一人一人の公務員の責務について

公務員は、人権・同和問題解決の責務を担っており、啓発、教育の重要性を考えた場合、一人一人の公務員に対する県民の期待は大きい。

このため、特に次の点に留意しながら、同和問題をはじめ、あらゆる差別や偏見を解消するための認識を一層深めなければならない。

(1) それぞれの行政分野での適切な対応

上記2のように、差別落書き等の発生の際には、それぞれの施設の所管課が直接の対応窓口となり、責任を持って適切に対応できるように、すべての職員が理解を深めるように努める。

(2) 公務員としての自覚と責任ある啓発

たとえ勤務時間外であっても、差別的行為に出合った場合、その非を指摘し、注意するなど適切な対応を行うことはもとより、目ごろから、家族全員に同和問題をはじめ、あらゆる差別と偏見についての正しい認識が深まるよう家庭内においても啓発に努める。

(3) 地域での指導的役割

住民の一人として、地域での懇談会などに進んで参加し、公務員として県民の期待に応えるよう努める。

6 差別事象に関する課題解決に向けた方策の推進

差別事象として指摘があったものについては、速やかな情報収集に努め、関係団体などと連携をとりながら、全庁的に対応を協議し、各課等それぞれの立場での役割分担を明らかにする。

また、差別事象の確認等においては、差別の不当性、差別された者の痛みを共有するとともに、事象を生み出した背景を捉え、県行政として取り組むべき課題を明らかにし、次のとおり課題解決に向けた取組を行う。

(1) 「差別事象に深く学ぶ」ことを基本に据えた啓発活動を展開する。

(2) 職員に対する研修内容・方法等について、差別事象を踏まえて点検・見直しを行い、その充実を図るとともに、職務遂行上で差別に結びつくような施策の実施・行動を行うことのないよう絶えず点検を行っていく。

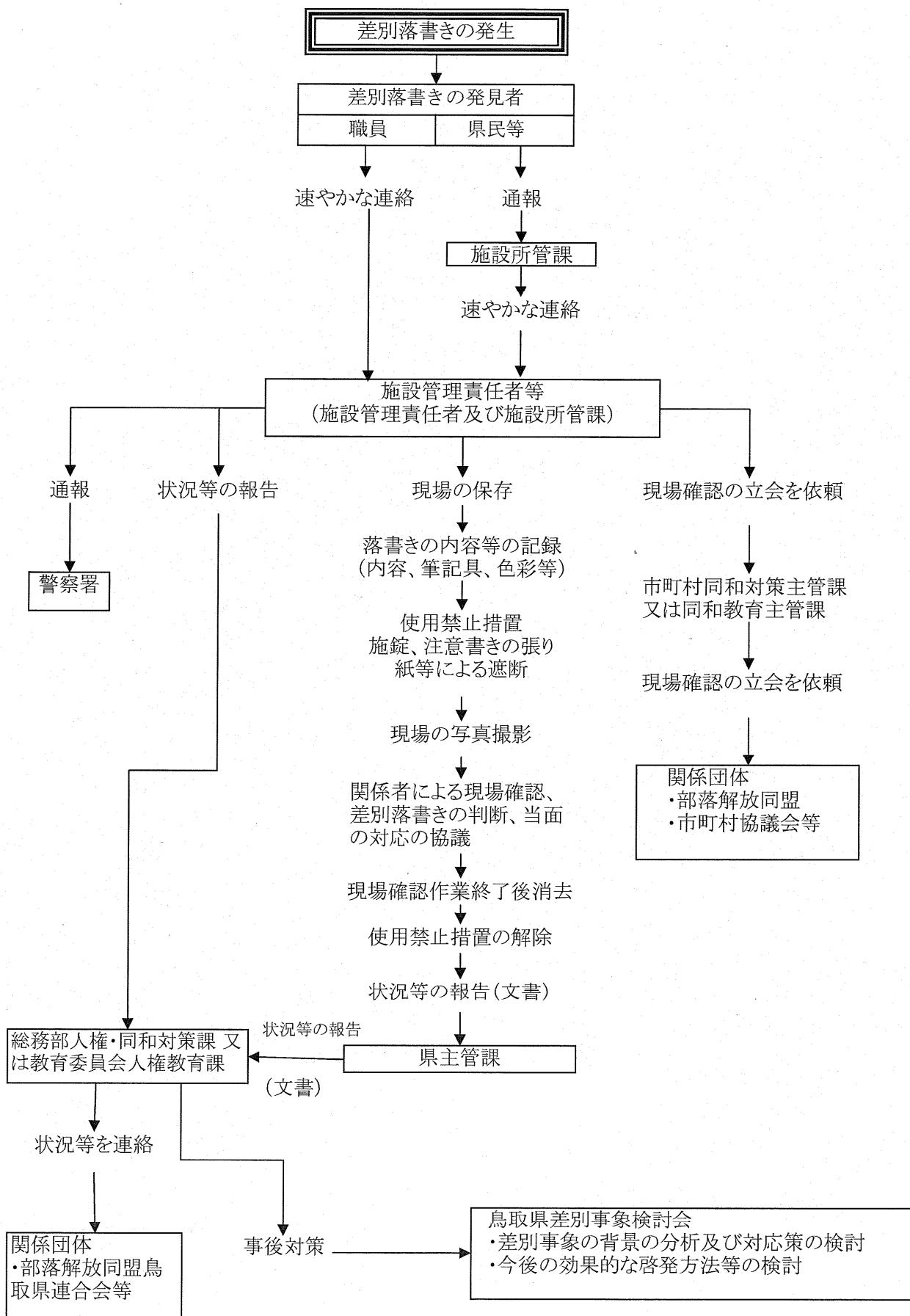
(3) 全庁的に各部局の責任において、市町村、企業、関係団体の研修体制の確立と研修内容の充実を図るための方策を検討し、研修の推進に努める。

(4) マスメディアに対して、部落差別解消に向けて積極的に対応するとともに、人権尊重の観点から報道を行うよう働きかける。

(5) 差別行為を指摘したために、かえって自らが不利益に陥ることのないように、社会に訴え得る力を持った人づくりに努める。

(6) 差別意識の払しょくをめざし、指導者等の研修の充実を図る。

差別落書きへの対応手順



「toritter (とりったー)」の表示変更について

平成 24 年 11 月 5 日
広 報 課

鳥取県公式ツイッターポータルサイト「toritter (とりったー)」は、ハッシュタグ「#tottoriken」を利用し、ツイッター上に流れる鳥取県に関する情報を集約・表示することにより、情報の共有と発信が可能な仕様となっていました。

しかし、とりったー上に不適切なツイートが散見されたため、8月31日(金)に「とりったーの利用に当たっての注意事項」(図1)を掲載し、9月6日(木)に表示を変更しました。(図2)

その後、台風17号の接近を契機に9月28日(金)から防災情報を表示することとし、現在も継続して表示しています。(図3)

*ハッシュタグとは、「#」を頭に付けた共通の「文字列」で、ツイートの中に入れると、そのハッシュタグを付けた発言だけを一括して検索、表示できる機能。

図 1

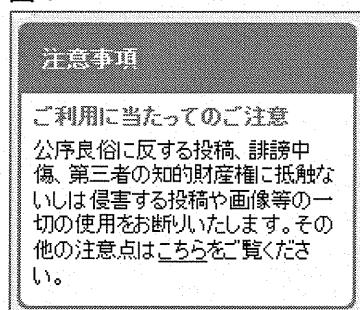


図 2

図 3